

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 12 月 11 日

高知県農業協同組合

代表理事組合長 島田信行

1. 競争入札に付する事項

- (1)事業主体 :高知県農業協同組合
- (2)工事名 :JA 高知県津野山力石茶工場ガス設備工事
- (3)工事場所 :高知県高岡郡津野町力石 3100
- (4)工事概要 :JA 高知県津野山力石茶工場ガス設備工事
- (5)工 期 :着 工 令和 7 年 12 月 26 日(予定)
完 成 令和 8 年 3 月 15 日(予定)
引 渡 し 令和 8 年 3 月 15 日(予定)
- (6)工事請負契約締結 :高知県農業協同組合との工事請負契約書による契約を行う。
- (7)入札事項 :JA 高知県津野山力石茶工場ガス設備工事請負金額

2. 競争参加資格

- (1)予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2)経常利益が直近 3 ヶ年連続赤字ではない者であること。
- (3)申請書及び資料の提出期限日から開札の時までの期間に、行政ならびにその関係機関から工事請負契約に係る氏名停止を受けていないこと。
- (4)破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産の申し立て、会社再生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申し立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5)不良工事、不正行為があり、その後 2 年を経過しない者は候補業者から除外する。
- (6)別紙 1 に掲げるいずれかに該当するときは参加資格から除外する。

3. 入札手続等

(1)担当窓口(施工管理)

名 称 :高知県農業協同組合高西地区高西宮農経済センター津野山経済課
住 所 :高知県高岡郡津野町北川 2281-4
電 話 :0889-62-3501 FAX0889-62-2381
担 当 者 :高西宮農経済センター津野山経済課 中山 雄靖

補助者：高西営農経済センター津野山経済課 課長 高橋 寿宏

所属：高知県農業協同組合 高西地区 高西営農経済センター津野山経済課

(2)入札説明書の交付期間・連絡先及び説明場所

ア. 期 間：令和7年12月11日(木)から12月15日(月)

イ. 場 所：高知県高岡郡津野町北川 2281-4

高知県農業協同組合 高西営農経済センター津野山経済課

ウ. 電 話：0889-62-3501 FAX0889-62-2381

(3)競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期間、場所及び方法

ア. 期 間：令和7年12月11日(木)から12月15日(月)

(土・日・祝祭日を除く。9時から17時まで。)

イ. 場 所：〒785-0502 高知県高岡郡津野町北川 2281-4

高知県農業協同組合 高西営農経済センター津野山経済課

ウ. 方 法：上記場所に持参、または郵送のこと。(郵送の場合は期間内に必着)

(4)見積もり設計書提出

ア. 期 日：令和7年12月19日(金)

イ. 提出場所：〒785-0502 高知県高岡郡津野町北川 2281-4

高知県農業協同組合 高西営農経済センター津野山経済課

ウ. 方 法：上記場所に持参、または郵送のこと。(郵送の場合は期間内に必着)

(5)入札及び開札の日時及び場所ならびに入札書の提出方法(予定)

ア. 日 時：令和7年12月25日(木)11:30～

イ. 場 所：高知県農業協同組合 高西営農経済センター津野山経済課

ウ. 方 法：上記場所に持参のこと。

4. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書または資料に虚偽の記載をした者、入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

予定価額以下で最低の価額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる時は、予定価額の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

6. 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、当事業主体に対し苦情申立てを行なうことができる。

7. その他

詳細は入札説明書による。

競争参加資格通知にかかわらず、見積業務に発生する費用負担は各社にて負担する。

別紙 1

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。